審議参加の状況

薬事分科会

				資料関与		申告状況(延べ人数)							
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係				古拉美法	美油佐た	=====================================
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	恒接議決 に参加した 委員数	職 大権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年1月26日	審議なし											0	0	0
令和5年3月24日	審議なし											0	0	0
令和5年4月21日		議題1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
令和5年6月28日	審議なし						·				•	0	0	0
令和5年9月27日	審議なし						·				•	0	0	0
令和5年12月20日	審議なし											0	0	0

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(延べ人数)			\v'.1				
				委員	申請企		競合企	業関係		対応状況※1			=* _ 16 4	
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年1月27日	20	議題1	17	0	0	2	0	0	0	0	2	15	2	17
	20	議題2	17	0	0	1	0	0	0	0	1	16	1	17
	20	議題3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	20	議題4	17	0	0	0	0	5	0	0	5	12	5	17
	20	議題5	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	20	議題6	17	0	0	0	0	1	0	0	1	16	1	17
	20	議題7	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
A 185 to 0.00	20	議題8	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
令和5年3月3日	20	議題1	15	0	0	0	0	2	0	0	2	13	2	15
	20 20	議題2 議題3	15 15	0	0	0	0	2	0	0	2	13 15	2	15 15
	20	- <u></u> 譲退3 議題4	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20		15	0	0	1	0	3	0	0	3	12	3	15
	20	議題6	15	0	0	0	1	5	1	0	5	9	5	14
	20	議題7	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20	議題8	15	0	0	2	0	1	0	0	2	13	2	15
	20	議題9	15	0	0	3	0	0	0	0	3	12	3	15
	20	議題10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20	議題11	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20	議題12	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20	議題13	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20	議題14	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	20	議題15	15	0	0	3	0	3	0	0	5	10	5	15 15 15
	20	議題16	15	0	0	3	0	0	0	0	3	12	3	15
	20	議題17	15	0	0	11	0	3	0	0	3	12	3	15
令和5年4月26日	21	議題1	18	0	0	0	0	2	0	0	2	16	2	18
	21	議題2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18 18
	21	議題3	18	0	0	0	0	1	0	0]	17	1	18
	21	議題4	18	0	0		0	0	0	0		17	<u> </u>	18
	21 21	議題5 議題6	18 18	0	0	0	0	0	0	0	0	18 18	0	18
	21	- 譲退0 - 議題7	18	0	0	0	0	1	0	0	1	17	1	18
令和5年6月2日	21	<u> </u>	16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	1	16
アかりサッカと口	21		16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	1	16
	21	- 議題2 - 議題3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	21	議題4	16	0	0	0	0	1	0	0	1	15	1	16
	21	議題5	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
令和5年7月24日	21	議題1	14	0	0	1	0	2	Ö	0	3	11	3	14
12 111 1 1 1 1 1 1 1 1	21	議題2	14	0	0	0	0	2	0	0	2	12	2	14
	21	議題3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14

				資料関与		申告状況(延べ人数)			±1,±1,\5,*1				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		対応状況※1		古拉琴为	議決権を	=====================================
開催日	総委員数		出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	職次権を 行使した委 員数 ^{※3}	数
	21	議題4	14	0	0	1	0	3	0	0	3	11	3	14
令和5年8月21日	21	議題1	21	0	0	1	0	5	0	0	5	16	5	21
	21	議題2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21
	21	議題3	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21
	21	議題4	21	0	0	0	0	2	0	0	2	19	2	21
	21	議題5	21	0	0	1	0	1	0	0	2	19	2	21
	21	議題6	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21
令和5年10月27日	21	議題1	15	0	0	2	0	0	0	0	2	13	2	15
	21	議題2	15	0	0	2	0	2	0	0	2	13	2	15
	21	議題3	15	0	0	1	0	2	0	0	2	13	2	15
令和5年12月8日	21	議題1	20	1	1	1	0	1	2	0	2	16	2	18
	21	議題2	20	0	0	0	0	2	0	0	2	18	2	20
	21	議題3	20	0	0	5	0	3	0	0	6	14	6	20
	21	議題4	20	0	0	0	0	4	0	0	4	16	4	20 20 20
	21	議題5	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20
	21	議題6	20	0	0	1	0	3	0	0	4	16	4	20
	21	議題7	20	0	0	0	0	2	0	0	2	18	2	20
	21	議題8	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20
	21	議題9	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20
	21	議題10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20

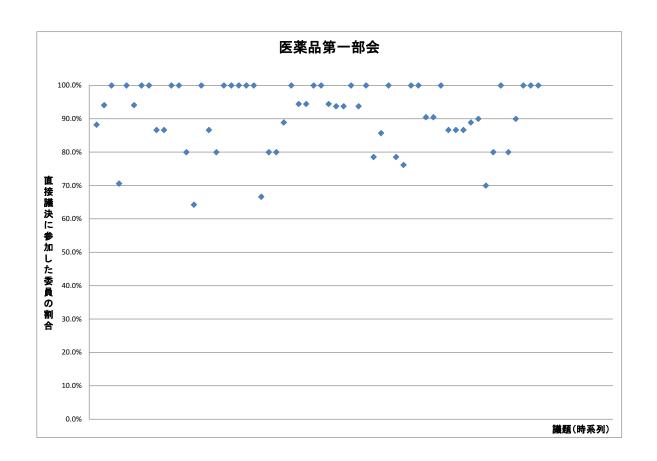
^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

(令和5年1月~令和5年12月)

医薬品第一部会	
直接議決に参加した委員の割合	60題中
旦汝硪次に参加した安貝の司口	回数
100%	25
90~99%	12
80%~89%	16
70~79%	5
60~69%	2
50~59%	0
50%未満	0



開催日					資料関与		申告状況(延べ人数)							
前催日 総委員数 議議 法議 法議 法議 法議 法議 法議 表談 表談 表談 表談 表談 表談 表談 表						申請企	業関係	競合企	業関係		对心状况^``		- 	=羊汁+左ナ	== + 1 - 4
令和5年2月1日 21 議題 19 0 0 0 2 0 5 0 0 5 14 5 19 8 19 1 1 1 0 0 3 1 0 0 5 14 5 19 6 19 0 1 1 1 0 0 3 1 0 0 1 5 14 5 19 6 19 6 1 1 1 1 0 0 3 1 1 0 0 3 15 3 15 3 18 6 18 6 18 6 18 6 18 6 18 6 18 6 18	開催日	総委員数	議題		退室		議決	退室		退室	ち、特例的 な取扱いに		に参加した	行使した委	加した委員
○ 1	令和5年2月1日				0	0	2	0	5	0		5	14	5	
令和5年2月27日 21 諸親日 19 0 0 0 0 0 0 19 0 19 0 19 0 19 0 19 1 15 1 16 2 18 19 1 0 1 0 2 16 2 18 2 18 19 0 0 0 0 5 0 0 5 14 5 19 2 0 0 0 0 0 1 16 1 17 17 2 18 18 19 0 0 0 0 0 0 1 16 1 17 17 17 17 17 17 17 17 17 18 18 19 0 0 0 0 0 0 0 18 19 0 0 0 0 0 0 0 18 19 1 2					0	1	1	0		1	0	3	15	3	
21 議録2 19 1 2 2 2 0 1 3 0 1 15 1 16 2 18 2 18 2 19 1 0 1 0 3 1 0 2 16 2 18 2 18 2 19 2 0 0 0 0 5 14 5 19 19 2 1					1	1	1	1							
21 議題3 19 1 0 1 0 3 1 0 0 3 1 0 0 2 16 2 18 2 18 2 1 議題5 19 2 0 0 0 0 0 5 0 0 5 14 5 14 5 19 2 1 議題5 19 2 0 0 0 0 0 1 1 2 0 0 1 1 16 1 17 17 2 1 議題5 19 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 19 0 19	令和5年2月27日				0				0			0		0	
21 諸題4 19 0 0 0 0 0 5 0 0 5 14 5 19 19 2 0 0 0 0 1 1 2 0 1 16 1 17 17 2 1 諸題6 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 19 0 19 0 19					1		2		1	3		1		1	
21 議題5 19 2 0 0 0 1 2 0 1 16 1 17 17 21 議題6 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0		21		19			1			1					18
日本語画									5			5		5	
21 議題7 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 19 1 0 0 0 1 0 3 0 0 0 3 16 3 19 19 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									11			1		1	
21 議題8								Ţ	0						
21 議題9 19 1 2 0 0 0 3 0 0 16 0 16 0 16 21 議題1 19 0 0 0 0 0 0 1 0 0 0							2		1						19
21 議題10 19 1 0 0 0 0 1 0 0 18 0 18 0 18 18					0		1								
日本語画					1					3					
令和5年4月24日 21 議題1 17 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 16 0 16 0 16					1					1					
21 議題2	A 7-5 - 4				0		0	_		0					
○ 日本的 日本	令和5年4月24日				1		1		0	1		0			
令和5年5月29日 21 議題1 19 1 0 0 1 1 2 2 2 0 0 2 15 2 17 2 19 2 1 議題2 19 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 2 17 2 19 2 19 2 1							1		1			1		ı	
21 議題2 19 0 0 0 2 0 0 0 0 2 17 2 19 19 21 議題3 19 0 0 0 0 2 4 2 0 4 13 4 17 2 19 21 議題4 19 0 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19 21 議題5 19 0 0 0 3 0 0 0 0 3 16 3 19 21 議題6 19 0 0 3 0 0 0 0 0 5 14 5 19 21 議題7 19 0 0 3 0 4 0 0 5 14 5 19 20 1	A 195 + 5 13 00 13						_	0				-			
21 議題3	令和5年5月29日	21		19				1							
21 議題4															
21 議題6 19 0 0 3 0 0 0 0 0 3 16 3 19 21 議題6 19 0 0 0 3 0 0 0 0 5 14 5 19 分析 5 19 19 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0															
21 議題6															
21 議題1															
令和5年7月31日 21 議題1 20 0 0 1 1 0 4 0 0 4 16 4 20 21 議題2 20 1 2 3 0 4 3 0 5 12 5 17 21 議題3 20 2 0 1 2 6 2 1 5 13 5 18 18 21 議題4 20 0 2 4 2 6 4 0 7 9 7 16 21 議題5 20 1 0 2 0 4 1 0 0 4 15 4 19 21 議題6 20 2 2 2 3 3 3 5 7 0 4 9 4 1 0 4 15 4 19 21 議題6 20 2 2 2 3 3 3 5 7 0 4 9 4 9 4 13 21 議題7 20 1 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 19 0 19 21 議題8 20 0 0 0 0 1 3 5 3 0 5 12 5 17 2 19 21 議題9 20 0 0 0 0 1 3 1 0 0 2 17 2 19 21 議題10 20 0 0 0 1 0 3 1 0 0 3 17 2 19 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 0 3 17 0 17 2 19 20 1 1 0 0 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 0 1															
21 議題2 20 1 2 3 0 4 3 0 5 12 5 17 21 議題3 20 2 0 1 2 6 2 1 5 13 5 18 21 議題4 20 0 2 4 2 6 4 0 7 9 7 16 21 議題5 20 1 0 2 0 4 1 0 0 4 15 4 19 21 議題6 20 2 2 3 3 3 5 7 0 4 9 4 13 31 32 33 32 33 33 34 35 37 34 38 35 37 37 38 38 38 38 38 38	△和5年7月91日						<u>3</u>								
21 議題3 20 2 0 1 2 6 2 1 5 13 5 18 21 議題4 20 0 2 4 2 6 4 0 7 9 7 16 16 16 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 17	市和3年/月31日	<u> </u>		20			1								
21 議題4 20 0 2 4 2 6 4 0 7 9 7 16 21 議題5 20 1 0 2 0 4 1 0 4 15 4 19 21 議題6 20 2 2 3 3 5 7 0 4 9 4 13 21 議題7 20 1 0 1 0 0 1 0 0 19 0 19 21 議題8 20 0 0 0 3 5 3 0 5 12 5 17 21 議題10 20 0 0 0 1 3 1 0 2 17 2 19 21 議題11 20 1 2 0 0 3 0 0 3 17 3 20 5和5年8月28日 21 該題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17					' '		ى 1				1				
21 議題5 20 1 0 2 0 4 1 0 4 15 4 19 21 議題6 20 2 2 3 3 5 7 0 4 9 4 13 21 議題7 20 1 0 1 0 0 1 0 0 19 0 19 21 議題8 20 0 0 0 3 5 3 0 5 12 5 17 21 議題9 20 0 0 0 1 3 1 0 2 17 2 19 21 議題10 20 0 0 1 0 3 0 0 3 17 3 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 21 議題11 20 1 0 0 0 0 1 0 0 19 0 19 今和5年8月28日 21			一 議題 /	20			1				-	7			
21 議題6 20 2 2 3 3 5 7 0 4 9 4 13 21 議題7 20 1 0 1 0 0 1 0 0 19 0 19 21 議題8 20 0 0 0 3 5 3 0 5 12 5 17 21 議題9 20 0 0 0 1 3 1 0 2 17 2 19 21 議題10 20 0 0 1 0 3 0 0 3 17 3 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 6和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議					1					1		/	_	,	
21 議題7 20 1 0 1 0 0 19 0 19 21 議題8 20 0 0 0 3 5 3 0 5 12 5 17 21 議題9 20 0 0 0 1 3 1 0 2 17 2 19 21 議題10 20 0 0 1 0 3 0 0 3 17 3 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 令和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19					2					7					
21 議題8 20 0 0 0 3 5 3 0 5 12 5 17 21 議題9 20 0 0 0 1 3 1 0 2 17 2 19 21 議題10 20 0 0 1 0 3 0 0 3 17 3 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 令和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19				20			1			1					10
21 議題9 20 0 0 0 1 3 1 0 2 17 2 19 21 議題10 20 0 0 1 0 3 0 0 3 17 3 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 21 議題1 20 1 0 0 0 1 0 0 19 0 19 令和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19							<u> </u>			3					
21 議題10 20 0 0 1 0 3 0 0 3 17 3 20 21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 全和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19				20				1		1					
21 議題11 20 1 2 0 0 0 3 0 0 17 0 17 21 議題11 20 1 0 0 0 0 1 0 0 19 0 19 令和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19							1			<u> </u>					
21 議題11 20 1 0 0 0 1 0 0 19 0 19 令和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19							0								
令和5年8月28日 21 議題1 19 1 0 3 2 5 2 0 5 12 5 17 21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19					1		_			1		,			
21 議題2 19 0 0 2 0 1 0 0 3 16 3 19 21 議題3 19 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19	今和5年8日28日				1					2					
21 議題3 19 0 0 0 0 3 0 0 3 16 3 19	134HO071ZOH	21							1						
									3						
		21	議題4	19			0	2	3	2	0	3		3	17

				資料関与		申告状況(対応状況 ^{※1}				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係				直接議決	議決権を	議決に参
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接職人 に参加した 委員数	最次権と 行使した委 員数 ^{※3}	職人に多加した委員 数
	21	議題5	19	0	0	3	1	4	1	0	4	14	4	18
	21	議題6	19	1	0	0	3	2	4	0	2	13	2	15
	21	議題7	19	1	0	2	0	3	1	0	5	13	5	18
	21	議題8	19	0	0	1	0	4	0	0	4	15	4	19
	21	議題9	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19 19
	21	議題9	19	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19
令和5年10月23日	21	議題1	17	0	1	1	0	1	1	0	2	14	2	16
	21	議題2	17	0	0	1	0	2	0	0	2	15	2	17
	21	議題3	17	1	0	1	0	1	1	0	2	14	2	16
	21	議題4	17	1	0	1	0	1	1	0	2	14	2	16
	21	議題5	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
令和5年11月27日	21	議題1	16	1	0	2	0	2	1	0	4	11	4	15
	21	議題2	16	1	0	0	0	2	1	0	1	14	1	15
	21	議題3	16	0	0	2	1	4	1	0	4	11	4	15
	21	議題4	16	0	0	2	0	1	0	0	2	14	2	16
	21	議題5	16	1	0	1	2	4	3	0	2	11	2	13
	21	議題6	16	0	0	2	1	3	1	0	4	11	4	15 16
	21	議題7	16	0	0	1	0	1	0	0	2	14	2	16
	21	議題8	16	0	0	1	0	0	0	0	1	15	1	16 15
	21	議題9	16	0	1	3	0	2	1	0	3	12	3	15
	21	議題10	16	0	0	2	1	4	1	0	4	11	4	15
	21	議題11	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	21	議題11	16	1	0	0	2	0	3	0	0	13	0	13
	21	議題11	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16

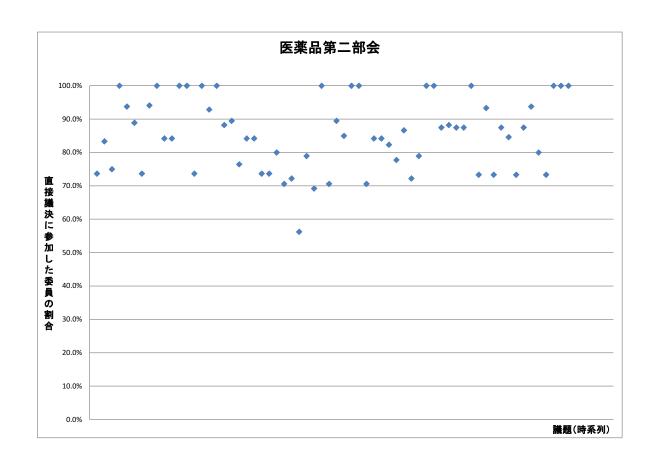
^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

医薬品第二部会

直接議決に参加した委員の割合	64題中
直接機次に参加した安貝の制力	回数
100%	15
90~99%	5
80%~89%	23
70~79%	19
60~69%	1
50~59%	1
50%未満	0



				資料関与		申告状況(
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係				古拉琴法	議決権を	美汁ルチ
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	に参加した に参加した 委員数	一般が作品 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年2月27日	20	議題1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	20	議題2	18	0	0	0	0	2	0	0	2	16	2	18
令和5年4月24日	審議なし													
令和5年10月20日	20	議題1	18	0	0	0	1	3	1	0	3	14	3	17
令和5年11月27日	20	議題1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	20	議題2	16	0	0	0	0	3	0	0	3	13	3	16

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(延べ人数)			<u>*1</u>				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		対応状況※1		古拉琴油	議決権を	=====================================
開催日	総委員数		出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	委員数	職 大権を 行使した委 員数 ^{※3}	数
令和5年1月16日	23	議題3	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20 20
	23	議題4	20	0	0	0	0	2	0	0	2	18	2	20
令和5年3月27日		議題2	17	0	0	1	0	0	0	0	1	16	1	17
		議題3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
		議題4	17	0	0	3	0	4	0	0	4	13	4	17
		議題5	17	0	0	0	0	3	0	0	3		3	17
令和5年6月12日		議題2	20	0	0	0	0	2	0	0	2		2	20
	23	議題3	20	0	0	2	0	0	0	0	2	18	2	20
		議題4	20	0	0	0	0	2	0	0	2	10	2	20
		議題5	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20
令和5年9月6日														
令和5年10月2日		議題2	18	0	0	0	0	0	0	0	0		0	18
		議題3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
令和5年11月15日		議題1	18	0	0	1	0	0	0	0	1	17	1	18
		議題2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
		議題3	18	0	0	0	0	0	0	0	0		0	18
令和5年12月6日		議題1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	23	議題2	18	0	0	0	0	3	0	0	3		3	18
		議題3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	23	議題4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1			======================================	=+11. (2
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年2月13日	18	議題3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	18	議題4	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
	18	議題5	16	0	0	0	0	3	0	0	3	13	3	16
令和5年5月26日		議題1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
令和5年11月6日		議題1	15	0	0	0	0	1	0	0	1	14	1	15
	18	議題2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		- 	====================================	= * \
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	返至	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	小沙川	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年6月5日	19		14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
令和5年11月17日	19	議題1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		^1 / いりへ / / し		古拉美油	議決権を	=羊:九 <i>1− 仝</i>
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	職 大権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年3月2日		議題1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21
令和5年6月29日		議題1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
令和5年11月30日	25	議題1	18	0	0	0	0	1	0	0	1	17	1	18

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		古拉美油	議決権を	送沈に会
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数		議決に参加した委員 数
令和5年10月31日														
令和5年11月20日	11	議題1	11	0	0	0	0	1	0	0	1	10	1	11

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	送沈に多
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	一 不参加	直接議決 に参加した 委員数	競人権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年3月27日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和5年8月30日	審議なし				·									

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(-1. c+ ,12 \n \%1				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		対応状況※1		古拉琴法	議決権を	= 羊 汰 <i>1− 幺</i>
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	一般大権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年1月20日	6	議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	6	議題2	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
		議題3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年1月24日		議題1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
令和5年2月21日		議題1	5	0	0	1	0	0	0	0	1	4	1	5
令和5年3月7日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年3月10日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年3月22日		議題1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
令和5年4月28日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
		議題2	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
令和5年5月10日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
		議題2	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
令和5年6月7日		議題1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
	6	議題2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年7月25日		議題1	6	0	0	0	0	1	0	0	1	5	1	6
		議題2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年7月28日	6	議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
		議題2	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
		議題3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年8月30日		議題1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
		議題2	5	0	0	1	0	0	0	0	1	4	1	5
令和5年9月1日		議題1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
令和5年9月14日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年9月21日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年9月21日	6	議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
令和5年10月27日	6	議題1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
		議題2	5	0	0	2	0	0	0	0	2	3	2	5
令和5年10月30日		議題1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
		議題2	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
令和5年11月30日	6	議題1	6	0	0	2	0	0	0	0	2	4	2	6

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与		申告状況(延べ人数)			±1,±11,\n,*1				
				委員	申請企	業関係	競合企	業関係		対応状況※1		直接議決	議決権を	議決に参
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	同母職人に参加した を員数	一般が作る 行使した委 員数 ^{※3}	加した委員数
令和5年3月8日	19	議題1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題2	17	0	0	0	1	2	1	0	1	15	0	15
	19	議題3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題4	17	0	0	1	0	0	0	0	1	16	0	16
	19	議題5	17	0	0	2	0	0	0	0	2	15	0	15
	19	議題6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
令和5年5月30日	19	議題1	14	0	1	0	0	1	1	0	1	12	0	12
	19	議題2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題4	14	0	0	2	0	0	0	0	2	12	0	12
	19	議題5	14	0	1	0	0	1	1	0	<u> </u>	12	0	12
	19	議題6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
令和5年9月14日	19	議題1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	19	議題2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	19	議題3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	19	議題4	14	0	0	2	0	0	0	0	2	12	0	12
令和5年12月6日	19	議題1	18	0	0	0	0	2	0	0	2	16	0	16
	19	議題2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題5	18	0	0	2	0	0	0	0	2	16	0	16

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1			=羊汰 <i>按士</i>	ぎふしか
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接譲決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年1月19日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和5年7月6日		議題1	11	0	0	0	0	1	0	0	1	10	0	10
令和5年10月3日	12	į	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	12	議題2	9	0	0	0	0	1	0	0	1	8	0	8

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		- 	:羊:九+左 <i>七</i>	= * \
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	小沙川	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員数
令和5年1月20日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	1	0	0	1	11	0	11
令和5年4月25日	13	議題1	11	0	0	0	0	1	0	0	1	10	0	10
令和5年11月6日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1			-* > - +	
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年1月13日	13	議題1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13
令和5年4月18日	13		11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和5年8月1日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和5年11月10日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13		11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	= 羊 :
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	識次権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年2月22日	12		11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	12	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和5年5月25日	12	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和5年11月27日	12	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		1.11-7.1	=* \\ \	= 7/ . 1
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	返至	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	不参加	値接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年1月24日	13		11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和5年4月14日		議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和5年8月2日	13	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	=====================================
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	一議 大権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年2月21日	審議なし													
令和5年5月8日	13	HJX/CE .	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	2	0	0	0	0	2	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	送沈ル女
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	競人権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年3月14日	10	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	10	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

審議参加の状況

動物用再生医療等製品・バイオテクノロジー応用医薬品調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(:業関係		業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	送沈ル女
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	・直接議決 に参加した 委員数		議決に参加した委員 数
令和5年1月23日	8	議題1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	0	5

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。